

**建設業法施行規則及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する
法律施行規則の一部を改正する省令案について
(概要)**

令和7年11月
国土交通省
不動産・建設経済局

1. 背景

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第1条本文に掲げる規定の施行に伴い、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3第2項等の規定に基づき、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）において、建設業者が通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することのできる正当な理由等を定め、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第12条の規定に基づき、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和6年国土交通省令第105号。以下「入契法施行規則」という。）において、公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費を定めるとともに、その他所要の改正を行う必要がある。

2. 建設業法施行規則に係る改正の概要

(1) 建設業者が通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することのできる正当な理由について

(第13条の11（建設業法第19条の3第2項）関係)

改正法により新設された建設業法第19条の3第2項に基づき、建設業者が通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することのできる「正当な理由」について以下のとおり規定すること。

- 1) 自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができること。
- 2) 先端的な技術又は蓄積された知識、技術若しくは技能を活用することにより工事原価の低減が図られていること。
- 3) 建設業者がその請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについて、緊急の必要その他やむを得ない事情があること。

(2) 建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費について

(第13条の12（建設業法第20条第1項）関係)

改正法により建設業法第20条第1項において規定された、建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費について以下のとおりとすること。

- 1) 法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）
- 2) 安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）
- 3) 建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第

五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金

(3) 登録基幹技能者講習修了証の様式の廃止について

(第18条の8関係)

様式第二十五号の八を削除し、登録基幹技能者講習修了証における具体的な記載事項については建設業法施行規則において規定しないこととすること。

(4) 保存義務の対象となる営業に関する図書の追加について

(第26条第5項(建設業法第40条の3)関係)

建設業法第40条の3における国土交通省令で定める図書について、以下の2つの図書を追加すること。

- 1) 建設業法第20条第1項の規定による材料費等記載見積書を作成したときは、当該材料費等記載見積書又はその写し
- 2) 建設工事の請負契約締結の前に必要に応じて作成した1)の見積書の内容に関する注文者との打合せ記録(請負契約の当事者が相互に交付したものに限り。)

(5) 地方整備局長等に委任する権限の拡充について

(第30条第2項(建設業法第44条の3)関係)

建設業法第40条の4の規定に基づく調査権限について、建設業者の従たる営業所等が所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も行うことができることとすること。

(6) その他

条項の移動など所要の改正(ハネ改正)を行うこと。

3. 入契法施行規則に係る改正の概要

(1) 建設業者が提出する入札金額内訳書の記載事項の明確化について

(第1条(入契法第12条)関係)

改正法により入契法第12条において具体化された、公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費について以下のとおりとすること。

- 1) 法定福利費(建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)
- 2) 安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)
- 3) 建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金

(2) その他

条項の移動など所要の改正(ハネ改正)を行うこと。

4. 今後の予定

公布: 令和7年12月上旬(予定)

施行: 令和7年12月12日(予定) ※ただし、2.(3)に係る改正は公布の日。